

山梨県公報

第千六百八号

平成十七年

十月三日

月 曜 日

目次

告示

道路の路線名の変更……………六八一

公告

特定非営利活動法人の設立の認証申請……………六八一

建築協定に加わる旨の届出……………六八二

開発行為に関する工事の完了について(二件)……………六八二

正誤

平成十七年三月二十八日付け号外第十二号中……………六八一

平成十七年六月九日付け第千五百七十七号中……………六八二

平成十七年六月二十七日付け第千五百八十二号中……………六八二

告示

山梨県告示第五百十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第七条の規定により認定した道路の路線名を次のとおり変更する。
平成十七年十月三日

山梨県知事 山本 栄彦

路線番号	新旧の別	道路の種類	路線名	備考
3	旧	県道	甲府市川大門線	
	新	県道	甲府市川三郷線	
4	旧	県道	市川大門鵜沢線	
	新	県道	市川三郷鵜沢線	

公告

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県情報センターに備え置いて縦覧に供する。
平成十七年十月三日

山梨県知事 山本 栄彦

417		36		9	
新	旧	新	旧	新	旧
県道	県道	県道	県道	県道	県道
市川三郷山梨自転車道線	市川大門山梨自転車道線	笛吹芦川市川三郷線	八代芦川三珠線	市川三郷身延線	市川大門下部身延線

- 申請のあった年月日 平成十七年九月十四日
- 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
 - 名称 特定非営利活動法人 八ヶ岳南麓種をまく人
 - 代表者の氏名 雨宮裕代
 - 主たる事務所の所在地 北杜市高根町長沢二千六百三十二番一
 - 定款に記載された目的
この法人は、八ヶ岳南麓地域を訪れる多くの人たちに対して、農業体験と自然学習に関する事業、乗馬教室・写真教室の管理運営事業を行い、社会教育の推進と子どもの健全育成に寄与することを目的とし、また、それらの人たちが県内外の農家に対してEM農法の普及活動事業を行い、環境の保全に寄与することを目的とし、さらには、八ヶ岳南麓地域に対して、八ヶ岳南麓地域の活性化に関する事業を行い、この地域を訪れる人たちと地域住民とのふれあいによって、まちづくりの推進に寄与することを目的とする。

三 縦覧期間 平成十七年九月十五日から同年十一月十四日まで

● 建築協定に加わる旨の届出

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十五条の二第二項の規定により、双葉・響が丘（第二期）建築協定（建築協定認可第十九号）に加わる旨の届出があった。
平成十七年十月三日

山梨県知事 山 本 栄 彦

● 開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る開発の行為に関する工事は、完了した。
平成十七年十月三日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称

中巨摩郡田富町山之神字流通団地三三四三の一、三三四四の一及び三三四五の一の区域

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

中巨摩郡田富町山之神三千四百五十二番地 中込サキ

● 開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る開発の行為に関する工事は、完了した。
平成十七年十月三日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称

南都留郡忍野村内野字水香三〇一四の一、三〇一六、三〇一六の二、三〇一七、三〇一七の二、三〇一八の一、三〇一八の二、三〇一九、三〇二〇の二、三〇二〇の三、三〇二〇の四、三〇二〇の五、一九五九の五、一九五九の六、一九五九の七及び一九六四の二の区域

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
神奈川県横浜市区和泉町三千八百六十四番地 ユージーエム株式会社 代表取

締役 氏神健司

正 誤

ページ	段	行	誤	正
八一	下	終わりから十一行目から十行目の間に次のように加える。		
			(食品衛生責任者の選任等)	
四一九	上	十三	第四十条第四号	第四十条第四項
四九〇	上	十四	第六号とし	第四号とし

平成十七年三月二十八日山梨県条例第四十二号（山梨県食品衛生法施行条例の一部を改正する条例）

平成十七年六月九日山梨県教育委員会訓令甲第三号（庁中処務細則等の一部を改正する訓令）

平成十七年六月二十七日山梨県監査委員訓令第二号（山梨県監査委員事務局規程の一部を改正する訓令）

平成十七年六月二十七日山梨県監査委員訓令第二号（山梨県監査委員事務局規程の一部を改正する訓令）

平成十七年六月二十七日山梨県監査委員訓令第二号（山梨県監査委員事務局規程の一部を改正する訓令）

平成十七年六月二十七日山梨県監査委員訓令第二号（山梨県監査委員事務局規程の一部を改正する訓令）